

子ども・子育て新システムについて

基本的考え方

子どもと子育て家庭を応援する社会の実現に向けての制度構築

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力。
子どもの健やかな育ちは、今の社会を構成するすべての大人にとって、願いであり、喜び。
子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されることが必要。
子育ての充実感を得られるなど「親としての成長」を支援。

→ 子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築

※東日本大震災でも、子どもと大人、被災者と支援者など、人と人の助け合い等の大切さが再確認されたところ

○急速な少子化の進行

- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
- ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。



○子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- 子ども・子育て支援は未来への投資
- 結婚・出産・子育ての希望がかなう社会を実現
- すべての子どもたちが尊重され、育ちを等しく保障

- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 子育ての孤立感と負担感の増加



- すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、特別の支援が必要な子どもを含め、すべての子どもの健やかな育ちを実現
- 質の高い学校教育・保育の保障、地域の子育て支援の充実

・家族関係社会支出の対GDP比の低さ(日:0.79%、仏:3.00%、英:3.27%、スウェーデン:3.35%)

- 深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)



- ワークライフバランスを推進するとともに、保育の量的拡大により、待機児童を解消し、男女が子育てと仕事を両立できる社会を実現

- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分



- 成長に応じて必要となる子育て支援の制度・財源を一元化
- 子ども・子育て会議(仮称)の設置
- 潜在ニーズを含む住民ニーズを把握、計画的な提供体制の整備(市町村が責任を果たせる仕組みに)

※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

子ども・子育て新システムの具体的な内容（ポイント）

■すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- すべての子ども・子育て家庭への支援
(子どものための現金給付、地域子育て支援など)
- 幼保一体化(こども園(仮称)の創設など)
 - ・ 給付システムの一体化(こども園(仮称)の創設)
 - ・ 施設の一体化(総合施設(仮称)の創設)

→

- ・ 質の高い幼児期の学校教育、保育の一体的提供
- ・ 保育の量的拡大
- ・ 家庭での養育支援の充実

を達成

■新たな一元的システムの構築(基本制度案要綱に示された新システムのイメージ)

○基礎自治体(市町村)が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担

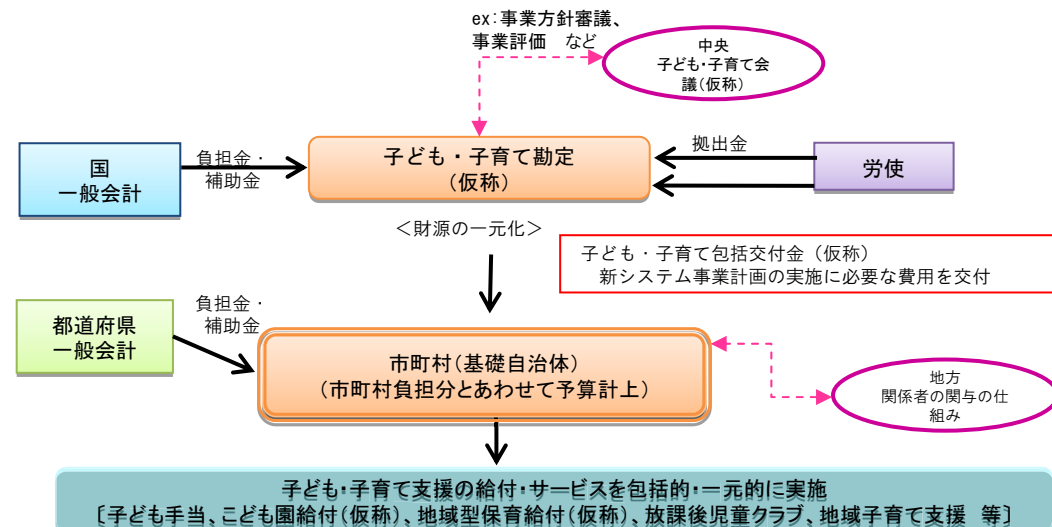
- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

○政府の推進体制・財源を一元化

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制、財源を一元化

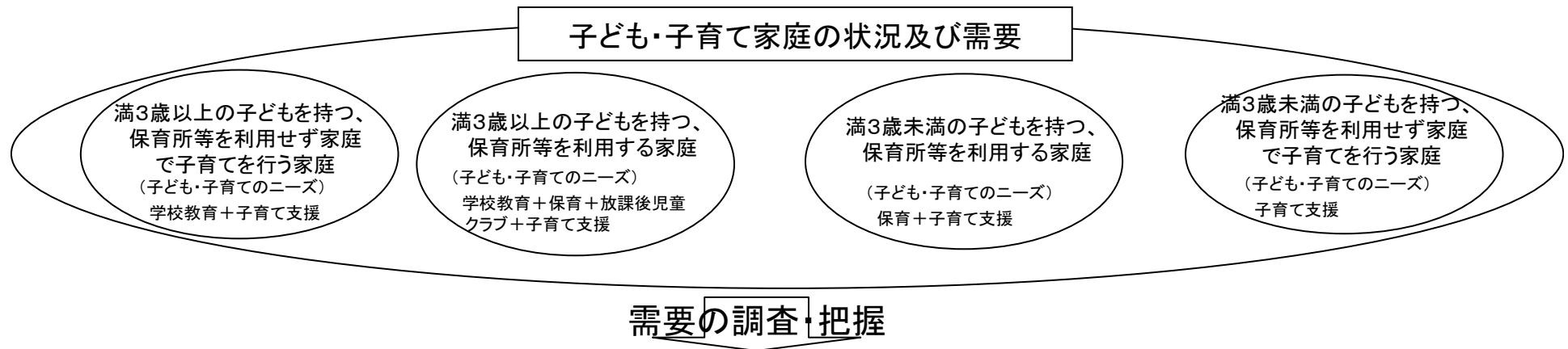
○子ども・子育て会議(仮称)の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みを検討



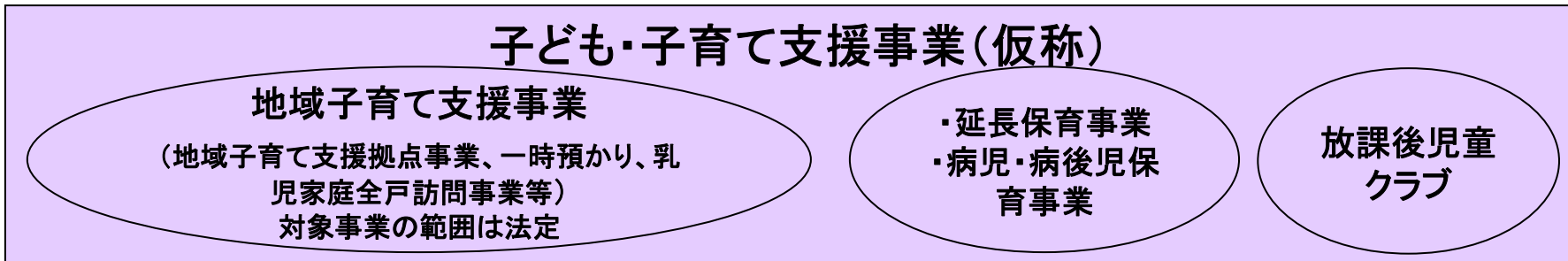
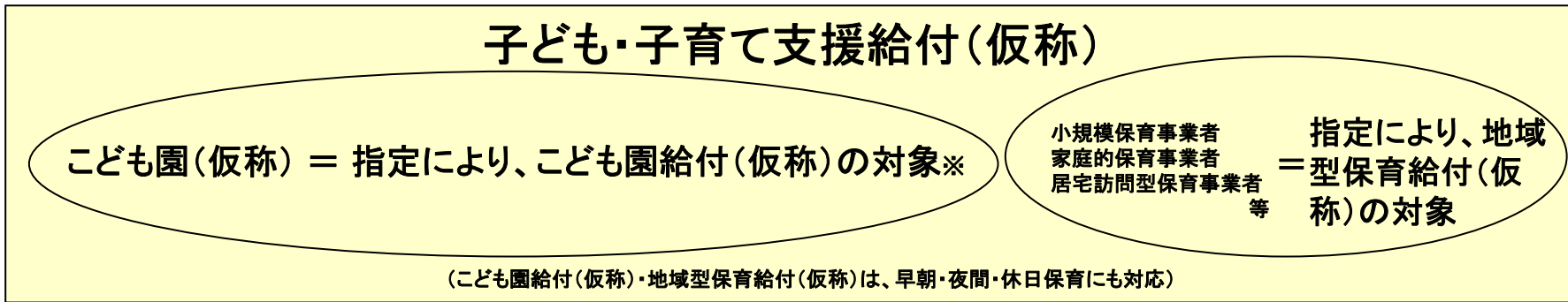
※ 基本制度案要綱(平成22年6月29日少子化社会対策会議決定)で示された新システムのイメージ。国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金(仮称)については、今後、更に検討。

子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)



市町村新システム事業計画(仮称)

計画的な整備



※ 指定対象は、質の確保のための客観的な基準を満たした施設。具体的には、総合施設(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設。

市町村新システム事業計画(仮称)の策定

市町村新システム事業計画(仮称)のイメージ

- 目標値の設定
- 圏域の設定
- 需要の見込み
 - ・ 幼児期の学校教育の需要
 - ・ 保育の需要
 - ・ 地域子育て支援の需要
 - ・ 放課後児童クラブの需要 等
- 見込量の確保のための方策
 - ・ こども園(仮称)
 - ・ 地域型保育(仮称)
 - ・ 地域の子育て支援事業
 - ・ 放課後児童クラブ 等
- 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
- 育休明けのスムーズな保育利用のための方策
- 都道府県が行う事業との連携方策

※5年ごとに計画を策定



支援



支援

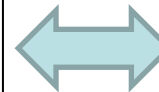
国の「基本指針」(仮称)のイメージ

- 子ども・子育てに関する理念(こども指針(仮称))
- 提供体制の確保・事業の実施に関する基本的事項
 - ・ 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
 - ・ 市町村間、市町村と都道府県との間の連携
 - ・ 指定施設・事業者に係る情報の開示
 - ・ 人材の確保・資質の向上
- 需要を見込むに当たり、参酌すべき標準
 - ・ 目標値の設定
 - ・ 需要の見込量
 - ・ 見込量確保のための方策

等

都道府県新システム事業支援計画(仮称)のイメージ

- 市町村の業務に関する広域調整
 - 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
 - 指定施設・事業者に係る情報の開示
 - 人材の確保・資質の向上
 - 都道府県が指定権限を有する給付類型に係る事業
 - 社会的養護に係る事業
 - 障害児の発達支援に着眼した専門的な支援に係る事業
- ※ 市町村が行う事業との連携方策を盛り込むことが必要
- ※ 大都市特例等は今後検討(市町村主体を含む)



幼保一体化の目的

○ これまでの幼保一体化の取組については、

- ① 仕事と子育ての両立のための支援が進み、就学前の子ども(5歳児)の約6割が幼稚園から小学校に入学する一方、保育所からも約4割の子どもが小学校に入学する中で、幼稚園・保育所を問わず、希望する全ての子どもに対し、生涯にわたる人格形成の基礎である質の高い幼児教育・保育を保障するという主として幼児教育の振興の視点、
 - ② 仕事と子育てを両面で支援するなど社会全体で次代を担う子どもの育ちを支えるという主として次世代育成支援の視点、
 - ③ 家庭や地域の教育力・子育て力の低下、保護者の多様なニーズ等を踏まえ、家庭や地域の実情、保護者の多様なニーズ等に応じ、希望する全ての子ども及び子育て家庭を支援するという幼児教育の振興・次世代育成支援共通の視点、
- という3つの視点がある。

○ 以上を踏まえ、幼保一体化の目的は、次の3点とする。

(1) 質の高い学校教育・保育の一体的提供

世界に誇る学校教育・保育を全ての子に

※ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

(2) 保育の量的拡大

男女がともにあらゆる場面で活躍できる社会を目指し、女性の就労率向上や多様な保育のニーズに対応する保育の量的拡大を図るために

(3) 家庭における養育支援の充実

支援を必要とする全ての親子が全ての地域であらゆる支援を受けられるように

幼保一体化の具体的な仕組みについて

< 具体的仕組み >

○ 給付システムの一体化

～子ども・子育て新システムの創設～

・ 地域における学校教育・保育の計画的整備

～市町村新システム事業計画(仮称)の策定～

市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村新システム事業計画(仮称)を策定する。

・ 多様な保育事業の量的拡大

～指定制度の導入～

客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うこと等により、多様な事業主体の保育事業への参入を促進し、質の確保された保育の量的拡大を図る。

・ 給付の一体化及び強化

～こども園給付(仮称)の創設等～

学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付(仮称)を創設することにより、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

○ 施設の一体化

～総合施設(仮称)の創設～

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設(仮称)を創設する。

< 効果 >

質の高い学校教育・保育の一体的提供

・地域における学校教育・保育の計画的整備及び総合施設(仮称)等により、質の確保された学校教育・保育が一体的に提供。

・配置基準の見直し等により、学校教育・保育の質がさらに向上。

保育の量的拡大

・幼稚園から総合施設(仮称)への移行により、保育が量的に拡大。

・客観的基準を満たした施設及び保育ママ等の多様な保育事業への財政措置(指定制)等により、質の確保された保育が量的に拡大。待機児童解消にも貢献。

家庭における養育支援の充実

・幼稚園・保育所から総合施設(仮称)への移行及び地域子育て支援事業等の推進等により、家庭における養育の支援機能が強化。

< すべての子どもの
健やかな育ちが実現 >

< 結婚・出産・子育ての
希望がかなう社会が実現 >

※ 「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

指定制の概要

【基本的な考え方】

- 新システムにおいては、指定性の導入により、質の確保のための客観的な基準を満たすことを要件に、①認可外施設を含めて参入を認め、②株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を認めることにより、保育の量的拡大を図るとともに、利用者がニーズに応じて多様な施設や事業を選択できる仕組みとする。

【指定制のイメージ】

事業の開始

総合施設(仮称)、幼稚園又は保育所の認可	【認可と同等の基準を満たす施設】	その他の施設の届出 【多様な保育】 (小規模保育等)	【基準を満たさない施設】 (ベビーホテル等)
----------------------	------------------	----------------------------------	---------------------------

財政措置

<p>こども園(仮称) 指定により、こども園給付(仮称)の対象</p>	<p>多様な保育事業者 指定により、地域型保育給付(仮称)の対象</p>	<p>× (財政措置無し)</p>
---	--	-----------------------

認可の有無に関わらず、質の確保のための客観的な基準を満たした施設や多様な保育について、給付の対象とする。

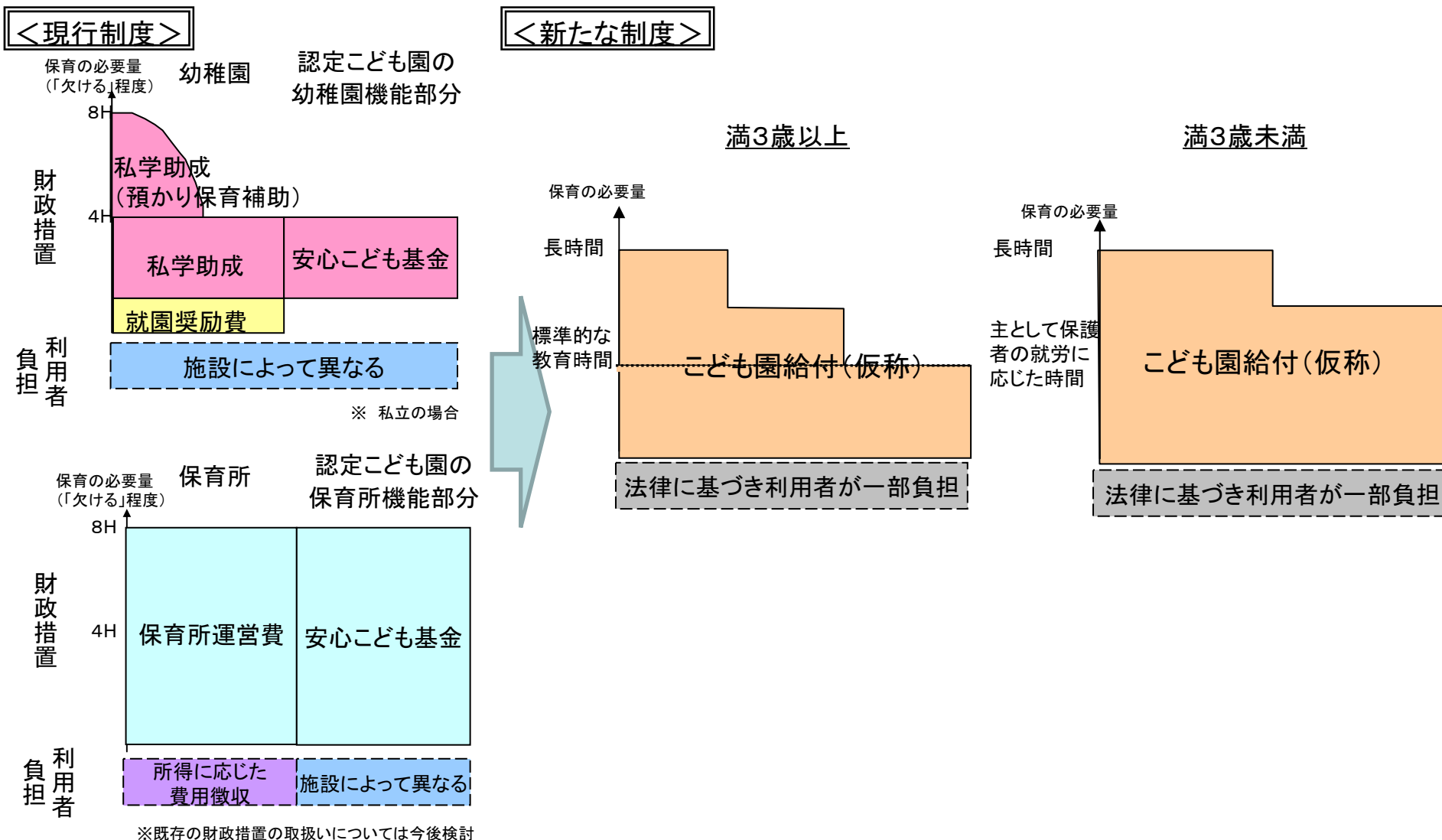
※1 こども園(仮称)とは、指定を受けた総合施設(仮称)、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設であり、その総称。

※2 多様な保育事業者とは、客観的な基準を満たし、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を行う者。

こども園給付(仮称)の創設

○ こども園給付(仮称)については、次のような給付構成を基本とする。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付



【応諾義務】

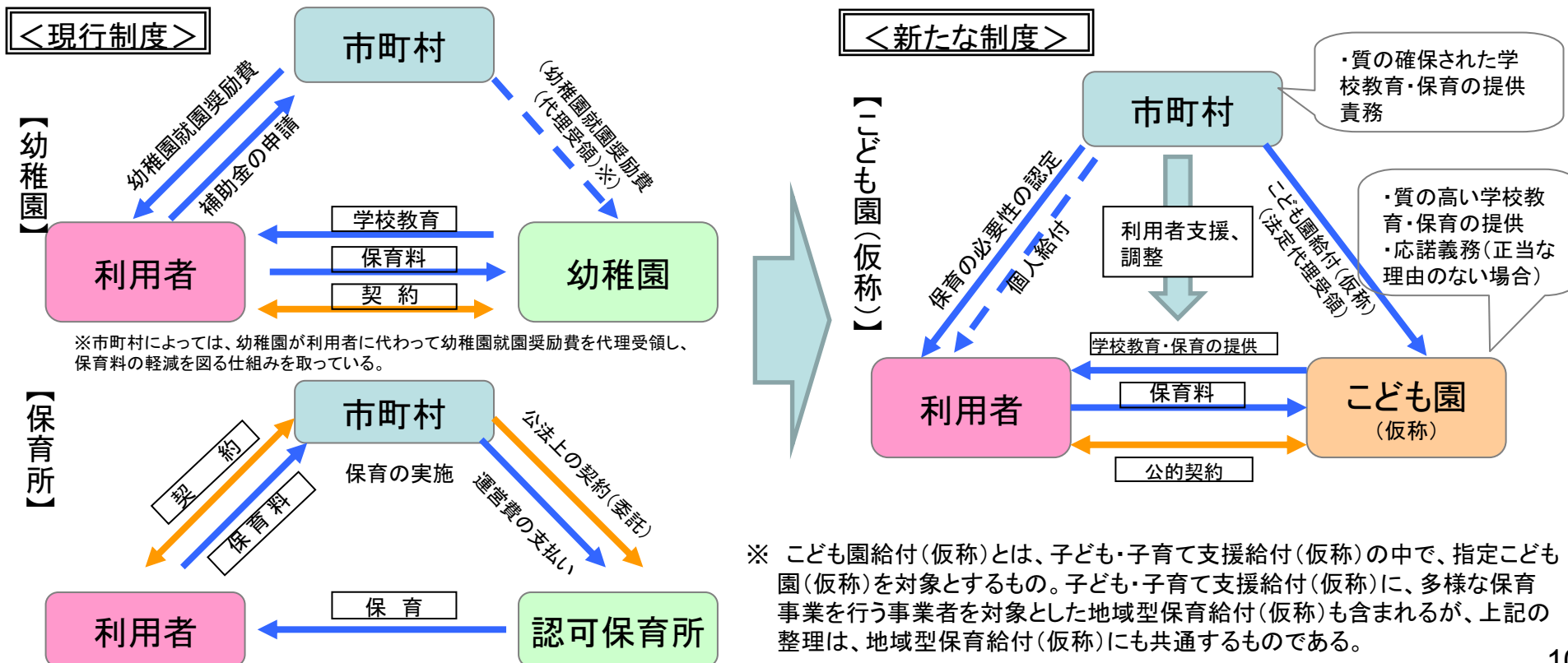
- 公的契約については、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。
 - ・「正当な理由」は、①定員に空きがない場合、②定員以上に応募がある場合（この場合、選考の実施が必要となる）、③その他特別な事情がある場合とする。
 - ・定員は、保育認定を受けた子どもと受けない子どもの別に設定し、選考を行う場合についても定員枠ごとに行う。

- 定員以上に応募がある場合、選考を実施する。選考の基準は国が定め、施設は、国の選考基準に基づき選考を行う。具体的な選考基準は概ね次の通りとする。
 - ア) 保育の必要性の認定を受けた子ども
 - a. 家庭の状況や保護者の就労状況等に基づく保育の必要度（保護者の就労、就学、求職等）に応じて選定する。
 - b. ひとり親家庭、虐待のおそれのあるケースなどは、a.に関わらず、優先的に選定する。
 - c. 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っている施設については、a.に関わらず、特別な支援が必要な子どもを優先的に選定する。
 - イ) 保育の必要性の認定を受けない子ども
 - a. ①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考など、施設の設置者が定める選考基準（選考方法）に基づき、選定する。
 - b. 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っている施設については、a.に関わらず、特別な支援が必要な子どもを優先的に選定する。

- 施設の設置者が定める選考基準（選考方法）については、情報開示の標準化の開示項目として開示する。

新たな制度における契約方式

- こども園給付(仮称)については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。
- 例外のない保育の保障の観点から、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。
- 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。
- 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準※に基づき、選考を行う。
 - ※ 保育の必要性の認定を受けた子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。保育の必要性の認定を受けない子どもについては、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき選考することを基本とする。
- 公的契約に関する市町村の関与については、次の通りとする。
 - ① 管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。市町村のあっせん(市町村による、利用可能な施設との契約の補助)による利用が必要と判断される場合には、保育の必要性の認定等と合わせて、市町村が利用可能な施設・事業者をあっせんする。
 - ② 当面、保育需要が供給を上回っている場合には、市町村に利用希望を提出すること等により、市町村が利用調整を行う。
 - ③ 契約による利用が著しく困難と判断した場合には、市町村が措置による入所・利用を行う。



【公定価格】

- こども園給付(仮称)については、質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準の給付を、すべての子どもに保障する(公定価格)。
- 新たな制度における価格設定方法については、次の考え方を基本とする。
 - ・ 質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定する。
 - ・ 人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた価格設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した価格設定を行う。
 - ・ 子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや地域別の人件費等の違いを考慮し、定員規模別、地域別の価格設定を行う。
 - ・ 施設の減価償却費に相当する費用についても算定する。

※ 国が定める基準と地方自治体の裁量との関係については、今後、更に検討。

【支払い方法】

- 満3歳以上児については、標準的な教育時間に対応する区分及び月単位の保育の必要量に関する区分(2区分程度)に応じ、単価区分(3区分程度)を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。
- 満3歳未満児については、月単位の保育の必要量に関する区分(2区分程度)に応じ、単価区分(2区分程度)を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。

※ 具体的な単価については、この単価区分に応じ、上記の通り、年齢別、地域別、定員規模別に設定する。

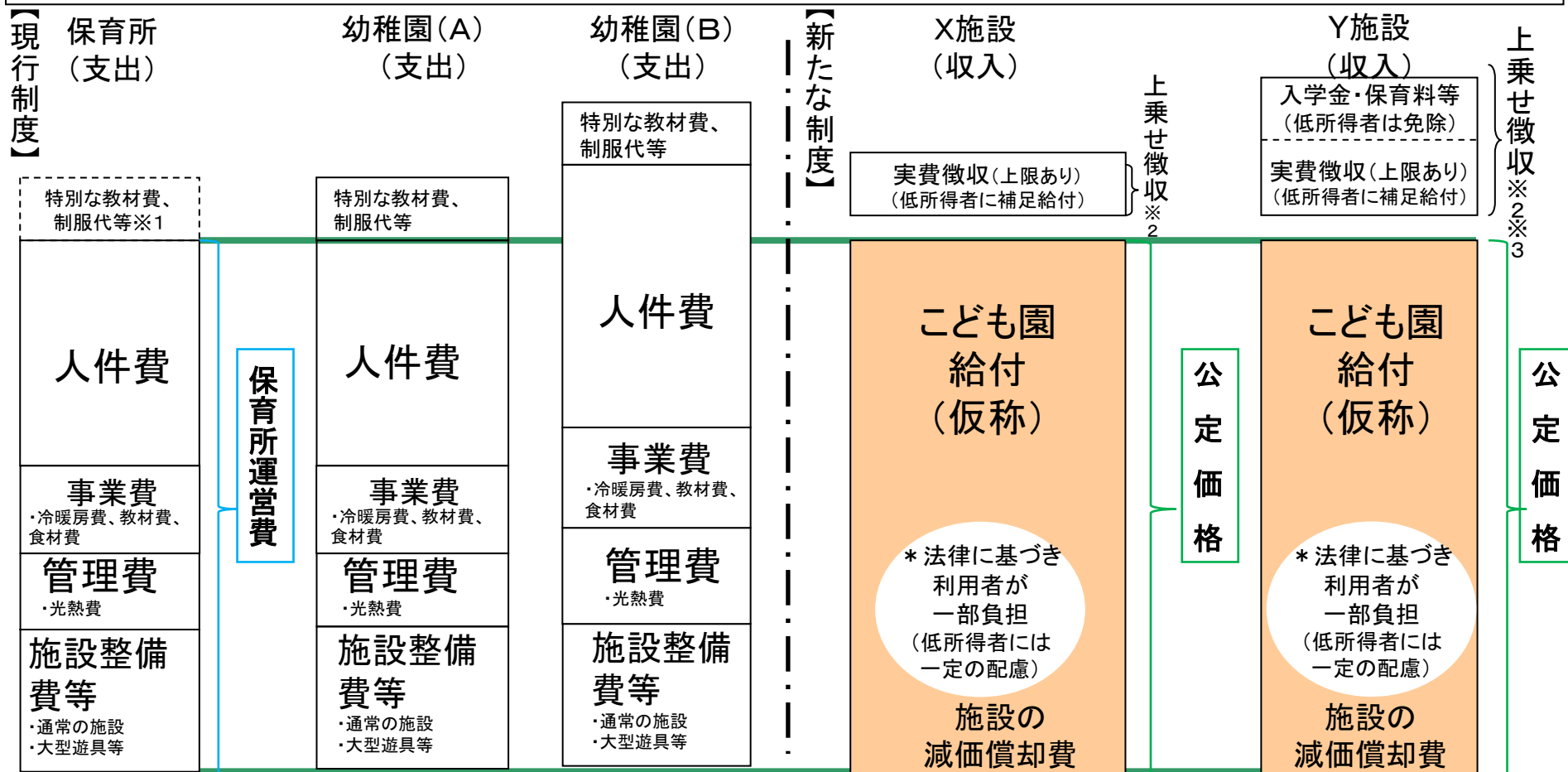
新たな制度における価格設定

【実費徴収】

- 国が定める基準に基づく学校教育・保育の活動の一環として行われる活動に係る費用について、実費徴収を認める。
- 国において、実費徴収の実態を勘案した上で、実費徴収の対象範囲及び各施設における実費徴収の上限額に関する基準を定める。
- 低所得者に対しては、一定の要件の下で、公費による補足給付を行うこととし、その具体的仕組みについては、今後、更に検討する。

【上乗せ徴収】

- 次の要件を満たす施設(当分の間、市町村及び社会福祉法人以外が設置する施設のみ)については、実費以外の上乗せ徴収を認める。
 - ア 国が定める基準に基づく学校教育・保育であること
 - イ 低所得者については、当該徴収を免除すること
 - ウ 指定制度の一環である情報開示の標準化制度の開示項目として、上乗せ徴収の理由及び額を開示すること
- ※ア以外の活動(教育課程終了後の体操教室など)については、選択できる旨や利用料額の説明を予め行い、利用者の了解を得た場合は、費用徴収可能とする。



※1 市町村との協議が必要。 ※2 上乗せ理由及び徴収額については施設が情報開示。

※3 実費徴収以外の上乗せ徴収(入学金・保育料等)は上限設定はしない。また、当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。

施設の一体化 ～総合施設(仮称)の創設～

① 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設(仮称)※を創設する。

※ 総合施設(仮称)の名称については、今後検討。

② 総合施設(仮称)の創設により、次の内容を実現する。

ア 学校教育法及び児童福祉法上の位置づけの付与による学校教育・保育の質の保障

- ・ 現行の保育所における幼児教育※に対し学校教育(1条学校)としての位置づけを付与するとともに、現行の幼稚園の預かり保育のうち、保育の必要性の認定を受けた子どもを対象とするものに対し児童福祉としての位置づけを付与する。
- ・ これにより、学校としての基準(学級担任制、面積基準等)と児童福祉施設としての基準(人員配置基準、給食の実施等)を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。

※ 満3歳以上の幼児を対象とするもの。満3歳以上の幼児を対象とする保育所については、総合施設(仮称)へ移行する。

イ 保育の量的拡大

現行の幼稚園が保育機能を強化することにより、保育の量的拡大を図る。

ウ 家庭における養育の支援の強化

現行の幼稚園・保育所が、地域の拠点として、地域の子ども・家庭に対する養育の支援を必須の事業として実施することにより、地域の子ども・家庭に対する養育の支援機能を強化する。

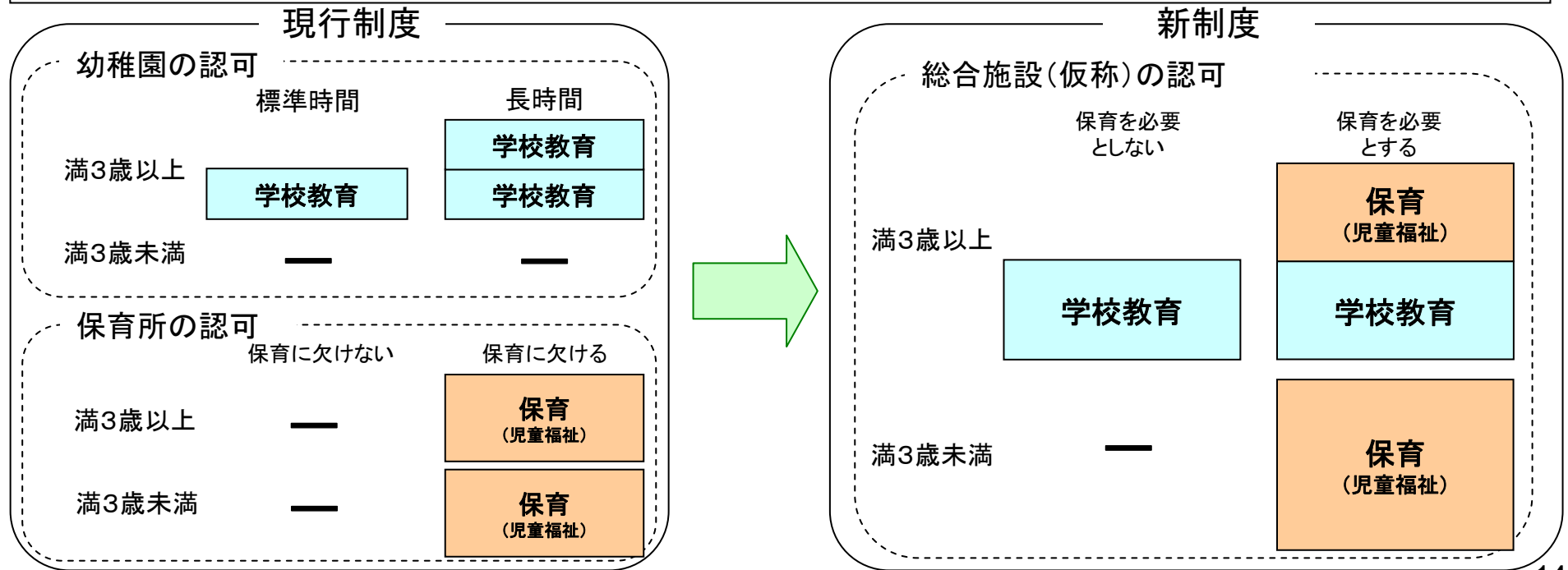
※ 他の事業も含めた施設の取組状況や地域の実情等に応じ、地域子育て支援事業等により行う。

エ 二重行政の解消

現行の幼稚園、保育所、認定こども園に対する行政庁(地方公共団体)の認可・認定を一本化することにより、二重行政の解消を図る。

総合施設(仮称)の創設

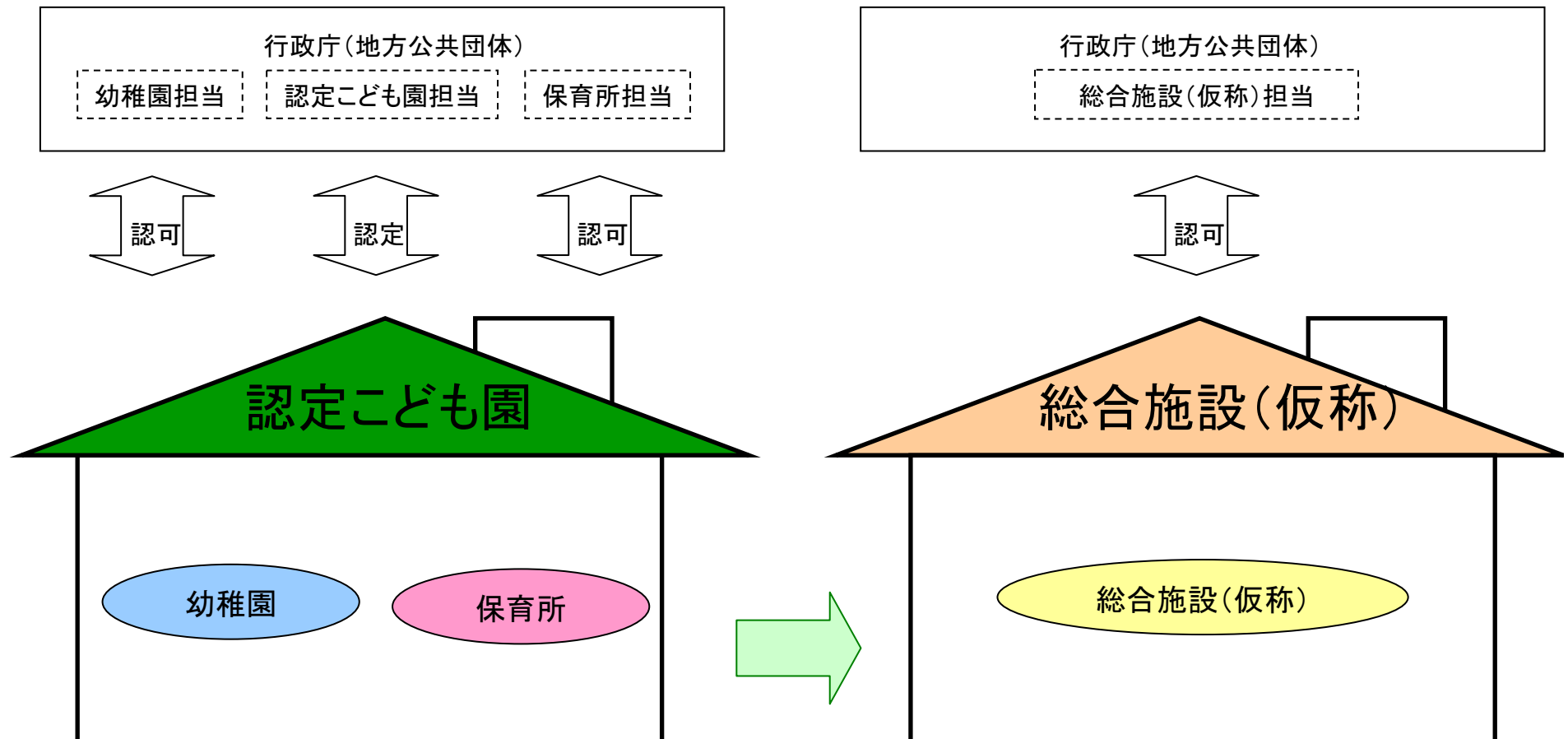
- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設(仮称)を創設する。
 ※ ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。
 - ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障。
 また、保育を必要とする子どもには、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。
 - イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を保障。
- 総合施設(仮称)については、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法における学校(1条学校)、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。
- なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等※により、満3歳未満児の受入れを含め、幼稚園及び保育所等の総合施設(仮称)への移行を促進する。
 ※ 例えば、現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室等への補助制度を創設すること、保育単価等によるインセンティブを付与することなど。



総合施設(仮称)の創設

～二重行政の解消～

- 現行の幼保連携型認定こども園を運営するためには、幼稚園、保育所、認定こども園に対する行政庁の認可・認定が必要となっている。
- 総合施設(仮称)においては、総合施設(仮称)の認可に一本化される。



こども指針(仮称)について

- こども指針(仮称)については、家庭・地域を含めた全ての子ども・子育て関係者を対象として、子どもに関する理念及び子育てに関する理念を示すものとし、国が策定する「基本指針」(仮称)の中に位置づける。
- こども指針(仮称)を踏まえ、こども園(仮称)に指定された施設等が遵守すべき要領を法的拘束力をもつものとして策定する。

こども指針(仮称)

子ども・子育てに関する理念

- ・対象: 家庭・地域を含めた全ての子ども・子育て関係者
- ・子どもに関する理念(どんな子どもや大人に育ててほしいか、子どもを大切にする社会、子どもの権利の保障、乳幼児期の重要性等)
- ・子育てに関する理念(乳幼児期の教育の意義及び役割、家庭の意義及び役割、施設における集団での学び・育ちの支援の意義及び役割並びに専門性・重要性、子育て及び子育てを通じた親育ちの支援の重要性、家庭・地域・施設等の連携の重要性等)



こども園(仮称)に指定された施設等が遵守すべき要領

幼稚園
学校教育法
幼稚園
教育要領

移行の
推進
(※2)

総合施設(仮称)

総合施設法(仮称)
総合施設
保育要領
(仮称)(※1)

移行の
推進
(※2)

保育所
児童福祉法
保育所
保育指針

客観的基準を
満たした
その他の施設

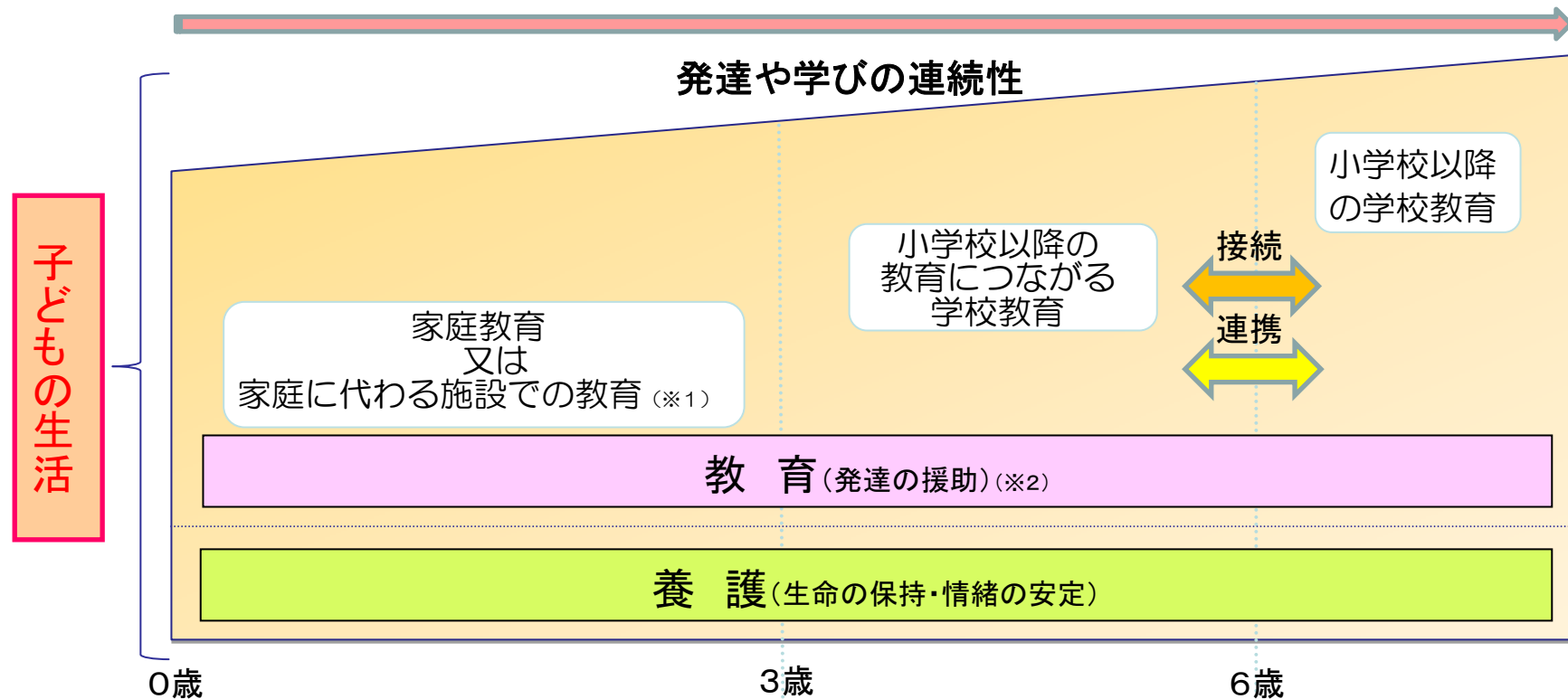
多様な保育事業
小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
等

(※1)総合施設保育要領(仮称)の具体的な内容等については、今後更に検討。

(※2)国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て新システムに関する「基本指針」(仮称)を策定するとともに、財政措置の一体化及び強化等により総合施設(仮称)への移行を政策的に誘導する。保育所(3歳未満児のみを保育するいわゆる乳児保育所を除く。)については、小学校就学前の全ての子どもに学校教育を保障する観点から、一定期間後に全て総合施設(仮称)に移行する。

総合施設保育要領(仮称)上の取扱い(イメージ図)

- 総合施設(仮称)は、小学校就学前の子どもを対象とする学校教育(幼児期の学校教育)と乳幼児を対象とする児童福祉法上の保育を提供することを目的とする施設であり、法制度上の定義・用語については、学校教育と保育を提供する施設と位置づける必要がある。
- 他方、学校教育法における幼稚園における具体的な指導方法については、学校教育法第22条において、「幼児を保育」することとされており、「保育」という用語を使用しているが、これは幼児の発達の段階に鑑み、教育を行うにあたっては一定の養護が必要であることが理由である。
- このように、施設における子どもに対する具体的な指導・援助の方法については、幼稚園・保育所のいずれも「保育」という用語を使用していることを踏まえ、総合施設(仮称)における具体的な指導・援助の要領については、その名称を「総合施設保育要領(仮称)」とした上で、「保育」という用語を使用することとする。



※1 保育所で行われる教育は、保育を必要とする子どもに対し、子どもの生活全体を保障する中で提供される家庭に代わる教育であるが、保育には、入所している多数の子どもとの間に愛着関係や信頼関係を構築することが求められること、複数の保育士で多数の子どもを保育するため保育士同士の緊密な連携が求められること、子ども集団全体の健康及び安全の確保が求められることなど、家庭には求められない専門性が必要となる。

※2 教育(発達の援助)には、家庭教育又は家庭に代わる施設での教育、小学校以降の教育につながる学校教育、小学校以降の学校教育すべてが含まれる。17

新システムの実施に向けた考え方

- 潜在ニーズを含む保育等の量的拡充は、最優先で実施すべき喫緊の課題。
- これと併せて、職員配置の充実など必要な事項について、子ども・子育て新システムの制度の実施のため、財源を確保しながら、実施。

【主な内容】

- 保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充 ※子ども・子育てビジョンベース
- 0～2歳児保育の体制強化による待機児童の解消
 - ・ 現在の幼稚園の0～2歳児保育への参入の促進
 - ・ 小規模保育など新たなサービス類型を創設
 - ・ 長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実 等
- 質の高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の推進)
 - ・ 3歳児を中心とした配置基準の改善
 - ・ 病児・病後児保育、休日保育の充実
 - ・ 地域支援や療育支援の充実
 - ・ 給付の一体化に伴う所要の措置 等
- 総合的な子育て支援の充実
 - ・ 子育て支援コーディネーターによる利用支援の充実 等
- 放課後児童クラブの充実
- 社会的養護の充実

(追加所要額)
1兆円超
(2015年)

※1 上記のほか、更なる質の向上のため、職員の処遇の更なる改善、長時間の保育ニーズへの更なる対応等に取り組む。

※2 「社会保障・税一体改革成案」(平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定)においては、税制抜本改革によって財源を措置することを前提に、2015年における子ども・子育て分野の追加所要額(公費)は0.7兆円程度(税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討)とされた。

※3 基本制度案要綱では「社会全体(国・地方・事業者・本人)による費用負担」と記載。新システムの施策については、給付等に応じて、税制抜本改革による財源確保を前提とし、公費を中心に負担することとし、具体的な負担の在り方については今後検討(なお、基本制度案要綱に記載された事業者拠出については、現行制度も参考に、事業者拠出の対象範囲の明確化や事業者の意見が用途等に反映等される仕組みの必要性も踏まえて、今後検討)。(P. 56参照)

※4 上記の追加所要額には、施設整備費は含まない。(なお、幼稚園における調理室の新設や緊急的な基盤整備(耐震化を含む)等に係る施設整備費補助については引き続き実施する。)

※5 指定制の導入による保育等への多様な事業者の参入を促進。(質を確保するための基準とあわせて質の改善を図る。)

※6 質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善等については、順次、優先順位をつけながら、実現を図る。

※7 職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと併せた処遇の仕組みを検討することが必要。その際、職員のキャリアアップに資する観点から、幅広い業務経験を可能とするための運営のあり方についても検討を進める。

(注) ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。

これまでの幼児教育の振興及び次世代育成支援改革の流れ

平成16～
17年度

平成18～20年度

平成21年度

幼児教育の振興

次世代育成支援改革

○中央教育審議会 答申

(平成17年1月)

- ・幼児教育は、保育所等で行われる教育も含む幼児が生活するすべての場において行われる教育
- ・家庭・地域社会・幼稚園等施設の三者による総合的な幼児教育の推進
- ・発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実(幼小の連携・接続)

○中央教育審議会 幼児教育部会と 社会保障審議会 児童部会の合同 の検討会議

(平成16年12月)

- ・幼児教育の観点と次世代育成支援の観点から検討
- ・親の就労事情等にかかわらず、幼児教育・保育の機会を提供することが基本
- ・加えて、子育て家庭への相談、助言、支援や、親子の交流の場を提供することが重要

○教育基本法の改正 (平成18年12月)

- ・「幼児期の教育」は、生涯における人格形成の基礎を培う重要なものであることを新たに規定
(保育所等における教育を含む)
- ・幼稚園から大学までの体系的・組織的教育の確保

○学校教育法の改正 (平成19年6月)

- ・子どもが最初に入学者として、幼稚園を最初に規定
- ・幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることを明確化
- ・家庭及び地域の幼児教育支援に関する規定を新設

○幼稚園教育要領の改訂 (平成20年3月)

- ・幼稚園教育と小学校教育との連携・接続
- ・家庭・地域との連続性、連携・支援
(保育所保育指針も幼稚園教育要領と整合性を図り、改訂)

○認定こども園 制度の創設

(平成18年10月)

- ・親の就労にかかわらず、すべての子どもに質の高い幼児教育、保育、子育て支援を総合的に提供

○認定こども園制度の 在り方に関する検討会

(平成21年3月)

- ・財政支援の充実及び二重行政の解消
- ・保育制度改革の方向性を踏まえ、今後、具体的な制度的検討を推進
- ・法施行後5年を経過した場合に検討を行う旨が規定されているが、保育制度改革に係る検討にあわせて必要な見直しを実施

○社会保障審議会 少子化対策特別 部会の設置

(平成19年12月～)

○第1次報告

(平成21年2月)

- ・保育制度改革
- ・すべての子育て家庭に対する支援
- ・情報公表・評価の仕組み
- ・財源・費用負担

○これまでの議論の整理

(平成21年12月)

- ・育児休業～保育～放課後対策への切れ目ないサービス保障
- ・すべての子育て家庭への支援
- ・利用者(子ども)中心
- ・潜在需要の顕在化及び量的拡大
- ・多様な利用者ニーズへの対応
- ・地域の実情に応じたサービス提供
- ・安定的・経済的に費用確保

○子ども・子育てビジョン (平成22年1月)

- ・保育所の待機児童を一刻も早く解消するため、既存の社会資源を最大限に有効活用することなどにより、サービスを拡充するとともに、すべての子どもがどこに生まれても質の確保された幼児教育や保育が受けられるよう、幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)を含めて、子どもや子育て家庭の視点に立った制度改革を進めます。

○子ども・子育て新システムの基本制度案要綱

(平成22年6月)

- ・幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供することも園(仮称)に一体化。
- ・こども園(仮称)については、「幼保一体給付(仮称)」の対象。
- ・幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、新たな指針(こども指針(仮称))を創設。
- ・資格の共通化を始めとした機能の一体化を推進。
- ・多様な事業主体の参入。